

衆議院法務委員会ニュース

【第198回国会】令和元年5月29日（水）、第20回の委員会が開かれました。

1 裁判所の司法行政、法務行政及び検察行政、国内治安、人権擁護に関する件

- ・山下法務大臣、大口厚生労働副大臣、中村文部科学大臣政務官、政府参考人及び最高裁判所当局に対し質疑を行いました。

（質疑者）藤原崇君（自民）、浜地雅一君（公明）、黒岩宇洋君（立憲）、源馬謙太郎君（国民）、森田俊和君（国民）、藤野保史君（共産）、串田誠一君（維新）、井出庸生君（社保）

（質疑者及び主な質疑事項）

藤原崇君（自民）

（1） 民事裁判のIT化

ア 民事裁判のIT化の検討に当たっては、弁護士等の訴訟関係者に限らず、経済界や消費者団体等といった各方面に対してPRや意見聴取を行っていく必要があるとの意見に対する法務省の見解

イ 民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議における民事裁判のIT化の実現に向けた取組についての内閣官房の決意

（2） 法テラスの活用等、総合法律支援法の在り方についても民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議で検討すべきとの意見に対する内閣官房の見解

（3） AI翻訳の活用を含めた日本法令外国語訳整備事業の拡充に向けた法務省の取組方針

（4） 特定技能外国人が都市部へ過度に集中することを防ぐため、地方と都市部とで在留資格認定証明書の交付率に差を設ける運用をすべきとの意見に対する法務省の見解

浜地雅一君（公明）

（1） 登記所備付地図の整備

ア 登記所備付地図整備事業を推進する意義

イ 登記所備付地図によって公証される事項の具体的内容

ウ 地図証明書に記載されている「精度区分」及び「座標系番号又は記号」の意味

エ 法務局が自ら作成する地図、国土調査法に基づく地籍図及び土地改良法等に基づく所在図が登記所備付地図の基となっている理由

（2） 土地家屋調査士の意義及び各地の土地家屋調査士会が運営しているADR機関である境界問題相談センターの更なる周知の必要性についての法務大臣の見解

（3） 司法書士以外の者が商業登記の本店移転の登記に必要な書類の作成等をウェブサイト上で支援する事業に対する法務省の対応方策

黒岩宇洋君（立憲）

（1） 特別養子制度

ア 配偶者がいない者が特別養子縁組の養親になれない理由

イ 特別養子縁組で夫婦共同縁組が要件となっているのは、特別養子縁組の養親として単身者は望ましくないとの判断か否かの確認

ウ 父子家庭や母子家庭は、将来にわたって子どもの監護や養育に適していないわけではないということについての法務大臣の認識

（2） 性犯罪の防止

ア 性犯罪の発生状況

- a 我が国と他の先進諸国との間の殺人及び窃盗の発生率の比較
- b 我が国と他の先進諸国との間の性犯罪の発生率の比較
- c 他の先進諸国に比べて我が国の強制性交等罪の発生率が殺人や窃盗の発生率よりも格段に低くなっている要因についての法務省の分析
- d 暗数の意味
- e 一般の刑事事件、覚せい剤事件及び性犯罪の出所受刑者の2年以内再入率の比較
- f 性犯罪の加害者及び被害者の年齢層についての10年間の経年変化
- g この10年間で性犯罪の検挙者のうち30歳代・40歳代の加害者の割合が増加した要因についての法務省の分析
- イ 刑事施設及び保護観察所における性犯罪者処遇プログラムの内容、開始時期及び効果
- ウ 性犯罪をした出所者の情報の警察との共有
 - a 法務省が警察と共有している性犯罪をした出所者の情報の内容及び共有手段
 - b 13歳未満の者に対する性犯罪が性犯罪全体に占める割合
 - c 13歳未満の者に対する性犯罪をした者の出所情報のみが共有の対象となっている理由
 - d 被害者が13歳未満である暴力的性犯罪では受刑していなかったが、出所後に子供を対象とする暴力的性犯罪を起こす危険性が特に高いと判断されるとして警察から情報提供の要請があった者として出所情報を提供した件数
 - e 情報共有の対象を性犯罪者全体に拡大しない理由はプライバシーや人権の問題か、あるいは警察の人的体制の問題かの確認
 - f 出所情報の提供を受けたが行方不明の出所者や警察が求めた面談の要請に同意しない出所者の人数と同意しない場合の警察の対応
- エ G P S等による性犯罪者等の位置情報確認制度に関する我が国及び諸外国の対応状況
- オ 先進国における性犯罪者に対する薬物療法の実施状況
- カ 満期出所者に対する再犯防止策

源馬謙太郎君（国民）

子供が被害者となる性犯罪と再犯防止

- ア 直近3年間の13歳未満の子供が被害者となった刑法犯の認知件数
- イ アのうち性犯罪の認知件数の推移
- ウ イの認知件数のうち、その犯人が性犯罪の再犯に及ぶ割合
- エ 刑事施設における性犯罪再犯防止指導の具体的内容及び受講した者の再犯率
- オ 子供対象の性犯罪者等の再犯防止には性犯罪者処遇プログラムだけでは効果がないのではないかという意見に対する法務大臣の見解及び性犯罪者が出所する際にG P Sを装着させる、あるいは出所者の個人情報や警察機関に登録させるなどの諸外国で行われているような踏み込んだ再犯防止策の必要性についての法務大臣の見解

森田俊和君（国民）

(1) 若年妊婦への支援

- ア 若年妊婦に早期の産科受診を促すための支援の在り方についての厚生労働副大臣の見解
- イ 妊娠した生徒への対応に関する教職員の研修等の取組
- ウ 若年妊婦や予期せぬ妊娠をした者への対応に関する産婦人科医及び助産師の研修内容
- エ 妊娠した中高生が妊娠や育児に関するケアを受けながら学業を継続し、出産後に復学するための施設や枠組みについての文部科学大臣政務官の見解

(2) 養子縁組の民間あっせん機関

- ア 民間あっせん機関による海外の養子縁組のあっせんについての制限の内容
- イ 児童性愛者等を養親候補者から排除する方法
- ウ あっせんに関する公費負担及び指導監査の適切な在り方についての厚生労働副大臣の見解

藤野保史君（共産）

入管の収容施設における長期収容

- ア 平成 28 年以降の全国の地方出入国在留管理官署の収容施設における被収容者の数の推移並びに収容期間が 6 か月以上 1 年未満の者、1 年以上 1 年 6 か月未満の者及び 1 年 6 か月以上の者の人数と被収容者全体に占める割合
- イ 平成 28 年以降の被収容者の隔離件数及び戒具の使用件数
- ウ 平成 19 年以降の収容施設内での死亡者数及びそのうちの自殺者数
- エ 収容の長期化自体が健康な被収容者に対しても病気を発症させ更には病状を悪化させることがあることについての認識の有無
- オ 収容施設内の診療所の医師と外部の診療所の医師の双方の診断が、収容自体が病気の原因であるとの認識で一致しているような被収容者を仮放免する必要性
- カ オの男性は仮放免すべきとの考えに対する法務大臣の見解
- キ 送還の見込みが立たない被収容者について、個別の事情を無視して全件収容するやり方自体を見直し、人権を侵害するような退去の迫り方はやめるべきとの考えに対する法務大臣の見解
- ク 入管当局が不法滞在者である保護者の収容を理由に児童相談所に保護を依頼した子供の数
- ケ 警察段階で児童相談所に保護が依頼された外国人の子供の数についての把握の有無
- コ 仕切りのない面会室での家族面会の積極的な実施を求める通達が発出されたにもかかわらず、仕切りのない面会室での親子の面会が認められなかった事案がある理由
- サ 平成 30 年 1 月 18 日付けの入国管理局長の通達中の参考例に示されたような、退去強制に応じ、速やかに出国するのであれば、配偶者との婚姻関係が今後も継続されることを前提とした上で、出国後概ね 1 年が経過した時点で、再び日本への入国が認められる可能性がある旨の記載がある文書に応じて、出国した者の数及び再入国した者の数
- シ 全件収容の下で長期収容による人権侵害が起きている現状で、外国人の受入れを拡大していけば、更に大きな問題が起きてくることが予想されるため、全件収容を見直し、退去強制の在り方を見直すべきとの考えに対する法務大臣の見解

串田誠一君（維新）

親による子の連れ去り

- ア 諸外国における不法な子の連れ去りの犯罪化の状況
- イ 諸外国では不法な子の連れ去りは監護権を侵害するものとして犯罪とされているにもかかわらず、日本では犯罪としていない理由
- ウ 5 月 24 日に京都新聞で報道されたこども園における子の連れ去りを防ぐ訓練において、取り押さえられている父親役の人相や服装を悪役の犯人風とした理由
- エ 上記訓練は適切と考えるかについての法務大臣の所感
- オ 上記訓練はどのような場面を想定して実施されたものかの確認
- カ 今後の同種の訓練の仕方等に関して子を連れ去られた父親に配慮する必要性についての法務大臣の所感
- キ 子を連れ去った親の要望に応じて学校行事の情報を連れ去られた側の親には教えないこととする法律上の根拠

井出庸生君（社保）

性犯罪

- ア 平成 29 年以降に 4 回実施された裁判官に関する性犯罪の研修の回数の多寡に関する最高裁判所
当局の認識
- イ 裁判官は感情のみに基づいて判断して判決を出すことはできないことの確認
- ウ 被害届の不受理件数の実態把握が必要であるとの考えに対する警察庁の見解
- エ 構成要件に該当しない被害申告については捜査が行われないことの確認
- オ 強制性交等罪における暴行・脅迫要件については被害者と法曹関係者とが性的自由の侵害をなく
していきたいという思いと構成要件には明確性が必要であることの両方を互いに理解して議論をし
ていく必要があるとの考えに対する法務大臣の見解
- カ 法務大臣がリーダーシップを発揮して性犯罪の刑法改正の議論を進めていく必要性

- 2 司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律案（内閣提出第 46 号）（参議院送付）
・山下法務大臣から提案理由の説明を聴取しました。